

(6) 参議院議員通常選挙の啓発に係るパレード及び街頭啓発実施要領

1 趣 旨

参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領に基づき、明るい選挙と投票総参加を推進するため、啓発パレード及び街頭啓発を行う。

2 主 催 (予定)

鳥取県選挙管理委員会、鳥取市選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会、鳥取市明るい選挙推進協議会

3 日 時

平成13年7月14日(土) 午後5時10分から午後7時まで

4 構 成

パレードのメンバーは、鳥取県・鳥取市選挙管理委員会、鳥取県・鳥取市明るい選挙推進協議会委員、白バラサポーター等で構成する。

5 実施方法

(1) 編成

パレードの隊列を別紙のとおり編成する。

(2) 出発地点及び終点

パレードの出発地点は、県庁前広場とし、終点は鳥取駅前広場(風紋広場)とする。

(3) 集合

パレードの構成員は、午後4時50分までに県庁前広場に集合する。

(4) 出発

午後5時10分から出発式を行う。鳥取県選挙管理委員会委員長の挨拶の後、広報車を先頭に、隊列は県庁前広場を出発する。

(5) 行進

(1) 編成により、若桜街道の車道左側を鳥取駅前交差点の花時計のところまで行進する。

(6) 移動

鳥取駅前交差点の花時計のところから歩道に上がり、交差点を横断して鳥取駅前風紋広場に移動する。

(7) 日程

17:00	17:10	17:20		18:00	18:15		19:00	19:30
集合	整列	出発式	パレード	移動	街頭啓発		移動	帰庁

(8) その他

雨天の場合、パレードは中止とする。

集合場所

パレード中止の場合の日程

17:00	17:10	17:20		17:50	18:15		19:00	19:30
集合	整列	出発式	県警音楽隊による演奏	移動	街頭啓発		移動	帰庁

2 委員会及び選挙長・選挙分会長告示



鳥取県公報

平成13年 7 月 9 日(月)
号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等 (47)	1
	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (48)	1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

平成13年 7 月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成13年 7 月 9 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成13年 7 月11日。ただし、年齢については、同月29日を基準日とする。
- 2 登録を行う日
平成13年 7 月11日
- 3 縦覧に供する期間
平成13年 7 月12日及び同月13日

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

平成13年 7 月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143号第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることを平成13年 7 月12日と定めたので、告示する。

平成13年 7 月 9 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男



鳥取県公報

平成13年 7月12日(木)

号外第77号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長等の選任 (49)	1
	参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (50)	2
	参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式 (51)	2
	参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (52)	3
	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う 日時等 (53)	3
	参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う 日時等 (54)	4
	参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを 行う日時等 (55)	4
	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを 行う日時等 (56)	4
	参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等 (57)	4
◇ 参議院鳥 取県選挙 区選出議 員選挙選 挙長告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき 者が10人を超えるとときのくじを行う場所等 (1)	5
◇ 参議院比 例代表選 出議員選 挙選挙分 会長告示	参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人と なるべき者が10人を超えるとときのくじを行う場所等 (1)	5

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

平成13年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成13年 7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| (1) 選挙長 | 八頭郡八東町大字才代326 | 中村 碩男 |
| (2) 選挙長の職務代理人 | 鳥取市秋里1265 | 大場 尚志 |

2 参議院比例代表選出議員選挙

- | | | |
|-----------------|---------------|-------|
| (1) 選挙分会長 | 八頭郡八東町大字才代326 | 中村 碩男 |
| (2) 選挙分会長の職務代理人 | 鳥取市秋里1265 | 大場 尚志 |

鳥取選挙管理委員会告示第50号

平成13年 7 月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成13年 7 月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- | | | | |
|---|----------------|-------------|--------------|
| 1 | 平成13年 7 月12日 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁講堂 |
| 2 | 平成13年 7 月13日以降 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁選挙管理委員会室 |

鳥取県選挙管理委員会告示第51号

平成13年 7 月29日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成13年 7 月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

(参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

平成十三年執行

参 議 院 鳥 取 県
選挙区選出議員選挙投票

鳥 取 県
選挙管理
委員会印

候補者氏名

○ 注 意

1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第52号

平成13年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成13年 7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第53号

平成13年 7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成13年 7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

候補者氏名又は
政党その他の政
治団体の名称若
しくは略称

平成十三年施行

参 議 院
比例代表選出議員選挙投票

鳥 取 県
選挙管理
委員会印

○ 注 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を欄内に一つ書くこともできること。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

- 1 日 時 平成13年7月13日 午後5時10分
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第54号

平成13年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日 時 平成13年7月16日 午前10時
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

平成13年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日 時 平成13年7月12日 午後6時
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第56号

平成13年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日 時 平成13年7月12日 午後5時10分
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第57号

平成13年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会

- (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- (2) 日 時 平成13年 7月31日 午後 1時30分

2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

- (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- (2) 日 時 平成13年 7月31日 午後 2時30分

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成13年 7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成13年 7月12日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成13年 7月26日 午後 5時10分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成13年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのかくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成13年 7月12日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成13年 7月26日 午後 5時20分



鳥取県公報

平成13年 7月12日(木)

号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額 (58) 1
- 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (59) 1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

平成13年 7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、30,102,300円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成13年 7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

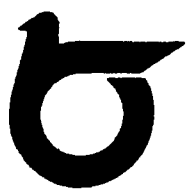
鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第4項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成13年 7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,850
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	164,160
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,839
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,925
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,244
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,052
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,029
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,778
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,085

東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,281
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,092
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,838



鳥取県公報

平成13年 7月13日(金)
号外第80号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 参議院鳥 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における候補者の届出 (2) 1
取県選挙
区選出議
員選挙選
挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

平成13年 7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における候補者として、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第11項の規定により告示する。

平成13年 7月13日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 中 村 碩 男

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	党派	職業
1	平成13年 7月12日	本人 届出	いち 市 谷 と も 子	鳥取県	鳥取県鳥取市桜谷692番地 コーポ桜谷205号	昭和43年 2月3日	日 本 共産党	政党役員
2	〃	〃	つねだ たかよし	鳥取県	鳥取県鳥取市西町二丁目102番地1	昭和18年 11月5日	自 由 民主党	会社役員
3	〃	〃	さ とう 藤 ま こと	鳥取県	鳥取県日野郡江府町大字貝田350番 地	昭和23年 4月25日	民主党	農業
4	〃	〃	やま もと 山 本 さ と み	鳥取県	鳥取県八頭郡郡家町大字久能寺 690番地30	昭和29年 10月18日	社 会 民主党	団体役員
5	〃	〃	やま ぐち 山 口 ま さ し	島根県	鳥取県米子市旗ヶ崎七丁目20番29号	昭和28年 8月14日	自 由 連 合	医師



鳥取県公報

平成13年 7月13日(金)

号外第79号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時等 (60) 1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第60号

平成13年 7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成13年 7月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

実施放送局名	テレビ、ラジオの別	回数	放 送 日 時			放 送 の 順 序				
			月 日	曜日	開始時間	1	2	3	4	5
日本放送協会鳥取放送局	テレビ	第1回	7月18日	水	午前7時30分	山 口	佐 藤	山 本		
			7月19日	木	午前7時30分				つねだ	市 谷
		第2回	7月25日	水	午後6時10分	山 口	佐 藤	山 本		
			7月26日	木	午後6時10分				つねだ	市 谷
	ラジオ	第1回	7月17日	火	午後0時30分	山 口	佐 藤	山 本		
			7月18日	水	午後0時30分				つねだ	市 谷
		第2回	7月23日	月	午前7時20分	山 口	佐 藤	山 本		
			7月24日	火	午前7時20分				つねだ	市 谷
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	7月17日	火	午前10時25分	山 口	佐 藤	山 本	つねだ	市 谷
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	7月14日	土	午前10時30分	佐 藤	山 本	つねだ	市 谷	山 口
株式会社山陰放送	テレビ	第1回	7月18日	水	午後3時00分	市 谷	山 本	つねだ	佐 藤	山 口
	ラジオ	第1回	7月22日	日	午前10時00分	市 谷	山 本	つねだ	佐 藤	山 口



鳥取県公報

平成13年 7 月31日(火)

号外第85号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 (62) 1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第62号

平成13年 7 月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の 3 第 2 項の規定により告示する。

平成13年 7 月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

住 所
鳥取県鳥取市西町二丁目102番地 1

氏 名
常 田 享 詳



鳥取県公報

平成13年11月6日(火)

号外第114号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 平成13年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関し
なされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (76) 1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定に基づき、平成13年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成13年11月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	市谷 知子	所属党派	日本共産党	期間 7月1日から 8月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	宮内 影昭			

収入			円	支出	円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)			
田中 文子	政党役員	60,000		人件費	220,000
岩永 尚之	政党役員	40,000		家屋費	100,000
大谷 輝子	県議会議員	500,000		選挙事務所費	100,000
市谷 尚三	無職	150,000		集会会場費	—
小村 勝洋	政党役員	330,000		通信費	—
錦織 陽子	市議会議員	100,000		交通費	—
田中 克美	町議会議員	50,000		印刷費	1,000,000
三上 里子	団体職員	35,000		広告費	291,350
渡辺 大修	団体役員	50,000		文具費	4,010
太田 忠誠	無職	35,000		食糧費	—
松葉 幸博	無職	61,000		休泊費	32,100
川西 基次	医師	50,000		雑費	—
南 博	無職	50,000			
伊藤 昭二	無職	31,000			
岡村 英治	市議会議員	100,000			
佐々木康子	市議会議員	100,000			
渋谷 健治	市議会議員	50,000			
岩永 安子	団体職員	30,000			
田原 裕子	市議会議員	50,000			
水津 文恵	町議会議員	50,000			
その他の寄附	8件	110,000			
その他の収入		—			
今回計		2,032,000		今回計	1,647,460
前回計		—		前回計	—
総計		2,032,000		総計	1,647,460

報告書受理年月日

平成13年8月13日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	市谷 知子	所属党派	日本共産党	期間 8月14日から 8月22日まで 第2回分
出納責任者氏名	宮内 影昭			

収入			円	支出	円
主たる寄附					
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	—
田中 克美	町議会議員	23,972		家屋費	—
				選挙事務所費	—
				集会会場費	—
				通信費	29,822
				交通費	—
				印刷費	400,000
				広告費	—
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
その他の寄附	2件	40,000		雑費	18,690
その他の収入		—			
今回計		63,972		今回計	448,512
前回計		2,032,000		前回計	1,647,460
総計		2,095,972		総計	2,095,972

報告書受理年月日	平成13年10月12日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 誠	所属党派	民主党	期間 4月24日から 8月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	中田 利幸			

収入			円	支出	円
主たる寄附					
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	5,405,000
民主党	政党	12,000,000		家屋費	1,405,607
				選挙事務所費	1,315,450
				集会会場費	90,157
				通信費	169,603
				交通費	371,514
				印刷費	2,236,372
				広告費	2,795,506
				文具費	1,409,838
				食糧費	409,844
				宿泊費	52,596
その他の寄附		—		雑費	650,547
その他の収入		114,594			
今回計		12,114,594		今回計	14,906,427
前回計		—		前回計	—
総計		12,114,594		総計	14,906,427

報告書受理年月日

平成13年8月10日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	常田 享詳	所属党派	自由民主党	期間 5月24日から 8月10日まで 第1回分
出納責任者氏名	有本 恒夫			

収入			円	支出	円
主たる寄附					
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	4,032,950
自由民主党	政党	10,000,000		家屋費	1,190,390
日本薬剤師連盟	政治団体	5,000,000		選挙事務所費	402,636
日本薬業政治連盟	政治団体	500,000		集会会場費	787,754
日本病院薬剤師連盟	政治団体	1,000,000		通信費	44,140
製薬産業政治連盟	政治団体	2,000,000		交通費	—
				印刷費	3,833,146
				広告費	378,375
				文具費	565,767
				食糧費	150,025
				宿泊費	447,812
その他の寄附		—		雑費	614,356
その他の収入		—			
今回計		18,500,000		今回計	11,256,961
前回計		—		前回計	—
総計		18,500,000		総計	11,256,961

報告書受理年月日	平成13年8月14日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	常田 享詳	所属党派	自由民主党	期間 8月20日から 8月21日まで 第2回分
出納責任者氏名	有本 恒夫			

収入			円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)			
				人件費	—
				家屋費	—
				選挙事務所費	—
				集会会場費	—
				通信費	—
				交通費	—
				印刷費	936,885
				広告費	3,335,203
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
その他の寄附		—		雑費	—
その他の収入		—			
今回計		—		今回計	4,272,088
前回計		18,500,000		前回計	11,256,961
総計		18,500,000		総計	15,529,049

報告書受理年月日

平成13年8月22日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	山口 昌司	所属党派	自由連合	期間 7月11日から 7月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	佃 幹夫			

収入			円	支出	円
主たる寄附					
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	—
自由連合	政党	1,800,000		家屋費	—
				選挙事務所費	—
				集合会場費	—
				通信費	—
				交通費	—
				印刷費	1,700,000
				広告費	100,000
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
その他の寄附		—		雑費	—
その他の収入		—			
今回計		1,800,000		今回計	1,800,000
前回計		—		前回計	—
総計		1,800,000		総計	1,800,000

報告書受理年月日

平成13年8月29日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 悟己	所属党派	社会民主党	期間 5月11日から 7月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	山本喜久江			

収入			円	支出	円
主たる寄附					
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	491,600
社会民主党鳥取県 連合	政党	6,000,000		家屋費	156,213
				選挙事務所費	156,213
				集会会場費	—
				通信費	40,000
				交通費	20,051
				印刷費	—
				広告費	—
				文具費	54,944
				食糧費	104,781
				休泊費	—
その他の寄附		—		雑費	118,735
その他の収入		500,000			
今回計		6,500,000		今回計	986,324
前回計		—		前回計	—
総計		6,500,000		総計	986,324

報告書受理年月日

平成13年8月13日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 悟己	所属党派	社会民主党	期間 8月29日から 8月31日まで 第2回分
出納責任者氏名	山本喜久江			

収入			円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	—
				家屋費	25,200
				選挙事務所費	25,200
				集会会場費	—
				通信費	53,852
				交通費	—
				印刷費	386,400
				広告費	1,116,412
				文具費	—
				食糧費	—
				宿泊費	—
その他の寄附		—		雑費	42,491
その他の収入		—			
今回計		—		今回計	1,624,355
前回計		6,500,000		前回計	986,324
総計		6,500,000		総計	2,610,679

報告書受理年月日	平成13年9月6日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 30,102,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 悟己	所属党派	社会民主党	期間 9月28日から 10月4日まで 第3回分
出納責任者氏名	山本喜久江			

収入	円	支出	円
主たる寄附			
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	3,420,000
		広告費	217,350
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
その他の寄附	—	雑費	—
その他の収入	—		
今回計	—	今回計	3,637,350
前回計	6,500,000	前回計	2,610,679
総計	6,500,000	総計	6,248,029

報告書受理年月日	平成13年10月5日	第3回報告分
----------	------------	--------